

国士舘大学における研究不正防止に関する基本方針

令和5年4月1日

学長決定

国士舘大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日文部科学大臣決定）及び本学の「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、研究不正防止に関する基本方針を定める。

1 責任体系の明確化

研究費の運営・管理及び研究不正防止に関わる責任の所在・範囲と権限を明確にし、学内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、研究者の意識向上と研究費使用ルール等が適切に情報共有・共有理解される体制を構築する。
- (2) 研究費の適正な運用のため、規程等を制定し、研究費の不正使用防止に対するルールを定める。また、事務処理に関する教職員の権限と責任を定め、理解の共有化を図る。
- (3) 研究費の不正使用に係る調査等について、規程を定め、明確化かつ透明化を図る。また、研究費の不正使用に関する学内外からの告発の窓口を監査室に設置する。

3 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

不正発生要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

本学の研究費の運営・管理に関する規程、その他関連規程等に基づき、研究費の適正な予算執行及び管理をする。

5 情報発信・共有化の推進

研究活動に関する学内外からの相談受付窓口を学術研究支援課に設置する。また、本学における研究費の不正使用への取り組みに関する方針等を学内外に周知する。

6 モニタリングの在り方

予算執行を担当する事務課室等は証憑点検を徹底する。また、監査室により実施される内部監査の結果については、不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用し、周知を図る。

以上